

第4回教育委員会

令和2年3月19日
午後3時30分
大阪市教育センター

案 件

議案第17号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第17号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第8条の7及び第8条の11」を「第8条の8及び第8条の12」に改める。

第7条の2第3項中「第8条の13及び第8条の14」を「第8条の14及び第8条の15」に改める。

第8条の3第3項中「第37条第15項」を「第37条第16項」に改める。

第8条の14中「第8条の10第1項」を「第8条の11第1項」に、「第8条の11第2項」を「第8条の12第2項」に改め、同条を第8条の15とし、第8条の13を第8条の14とし、第8条の12を第8条の13とする。

第8条の11第1項中「第8条の7」を「第8条の8」に改め、同条を第8条の12とする。

第8条の10中第5項を削り、同条を第8条の11とする。

第8条の9中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項及び第11項を削り、同条を第8条の10とし、第8条の8を第8条の9とする。

第8条の7中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を削り、同条を第8条の8とし、第8条の6の次に次の1条を加える。

（事務主幹、事務長及び事務主任）

第8条の7 小学校及び中学校に事務主幹及び事務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 高等学校に事務長を置く。

3 事務主幹、事務長及び事務主任は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

4 事務主幹は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務主任及び事務職員に対し、指導及び助言を行う。

5 事務主任は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務職員に対し、指導及び助言を行う。

6 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第24条を第25条とする。

第23条中「第8条の12」を「第8条の13」に改め、同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(共同学校事務室)

第23条 別に定める小学校及び中学校に共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く。

2 別に定める地域に総括室長を置き、共同学校事務室に室長、副室長及び室員を置く。

3 総括室長は、第2項に定める地域の小学校及び中学校の事務職員をもって充て、室長、副室長及び室員は、別に定める小学校及び中学校の事務職員をもって充てる。

4 総括室長は、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、室長、副室長及び室員を監督する。

5 室長及び副室長は、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、室員を監督する。

6 総括室長は、事務主幹のうちから、室長及び副室長は、事務主任のうちから、室員は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

7 前各項に定めるもののほか、共同学校事務室に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校管理規則（抄）

(休業日)

第2条の2 学校（幼稚園を含む。第8条の4、第8条の6、第8条の7及び第8条

第8条の8 **第8条**

の11を除き以下同じ。）の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第
の12

178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

(1) ～(3) 省略

2－4 省略

(職員会議)

第7条の2 省略

2 省略

3 職員会議においては、校長が必要と認める校務（園務を含む。第8条の13及び第

第8条の14 **第**

8条の14において同じ。）に関する事項について、所属職員間の意思疎通、共通
8条の15

理解の促進、所属職員の意見交換等を行う。この場合において、所属職員による
挙手、投票等の方法により、当該事項に関する決定を行ってはならない。

4－5 省略

(教諭（指導専任）)

第8条の3 省略

2 省略

3 第1項の講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第15項（同法第28

第37条第16項

条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。

（事務主幹、事務長及び事務主任）

第8条の7 小学校及び中学校に事務主幹及び事務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 高等学校に事務長を置く。

3 事務主幹、事務長及び事務主任は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

4 事務主幹は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務主任及び事務職員に対し、指導及び助言を行う。

5 事務主任は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務職員に対し、指導及び助言を行う。

6 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

（教務主任等）

第8条の7 省略

第8条の8

2-5 省略

6 高等学校に事務長を置く。

7 省略

6

8 小学校及び中学校に事務主幹及び事務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(校長の職務代理)

第8条の8 省略

第8条の9

(教務主任等の職務)

第8条の9 省略

第8条の10

2-7 省略

8 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

9 省略

8

10 事務主幹は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務主任及び事務職員に対し、指導及び助言を行う。

11 事務主任は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務職員に対し、指導及び助言を行う。

(教務主任等の発令)

第8条の10 省略

第8条の11

2-4 省略

5 事務主幹、事務長及び事務主任は、事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。

(その他の主任等)

第8条の11 学校に、第8条の7に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を

第8条の12

第8条の8

分担する主任等を置くことができる。

2-3 省略

第8条の12—第8条の13 省略

第8条の13 第8条の14

(校内人事)

第8条の14 校内人事 (第8条の10第1項の規定により教務主任、学年主任、生徒指

第8条の15 第8条の11第1項

導主事、進路指導主事及び学科主任を命ずること、同条第2項の規定により保健主事を命ずること、同条第3項の規定により司書教諭を命ずること、第8条の11第2

第8条の12第2

項の規定により主任等を命ずること並びに前条の規定により校務の分掌を決定する
項

ことをいう。以下この条において同じ。) に関し、所属職員による挙手、投票等の方法により、選挙、意向の確認等を行ってはならない。

2-3 省略

(共同学校事務室)

第23条 別に定める小学校及び中学校に共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する共同学校事務室をいう。以下同じ。)を置く。

2 別に定める地域に総括室長を置き、共同学校事務室に室長、副室長及び室員を置く。

3 総括室長は、第2項に定める地域の小学校及び中学校の事務職員をもって充て、室長、副室長及び室員は、別に定める小学校及び中学校の事務職員をもって充てる。

4 総括室長は、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、室長、副室長及び室員を監督する。

5 室長及び副室長は、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、室員を監督する。

6 総括室長は、事務主幹のうちから、室長及び副室長は、事務主任のうちから、室員は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

7 前各項に定めるもののほか、共同学校事務室に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(適用除外)

第23条 第3条、第7条、第8条から第8条の12まで、第9条及び第14条の規定は、

第24条

第8条の13

公立国際教育学校等には適用しない。

(施行の細目)

第24条 省略

第25条

大阪市立学校管理規則の一部改正について

1 改正の理由

近年、学校組織マネジメントの中核となる校長・教頭等の業務負担が増加するなか、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるよう、学校事務職員がその専門性を生かしながら、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められている。

本市では、これまでも学校事務職員の学校経営への積極的な参画を図るため、学校間連携の実施など諸条件の整備をすすめてきたが、今後、OJTを通じた学校事務職員の人材育成や、学校事務の標準化、事務処理の効率化を図り、一層の学校マネジメント機能の強化を目的として、令和2年度に（※）共同学校事務室をモデル設置することとし、設置に必要な事項を定めるため、規則改正を行う。

※ 共同学校事務室

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により定められた学校事務の共同実施を行うための組織。その設置等に必要な事項は、同法において教育委員会規則で定めることとされている。

2 改正の内容

- ・小学校及び中学校に係る事務を共同処理するための組織である「共同学校事務室」を設置するとともに、配置する職員及び処理する事務等について規定する。
- ・その他必要な規定整備を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日

共同学校事務室モデル設置イメージ図

1 ○○区共同学校事務室の例

